

| | |
|----------------|------------|
| 9月定例教育委員会 説明資料 | |
| 年月日 | 平成29年9月27日 |
| 担当課 | 学校教育課 |

夏季休業中の学校閉庁日の設定について

8月15日前後の期間は学校業務閑散期であり、この期間を学校閉庁日とすることで、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るとともに、夏の省エネルギー対策を行う上で効果的であると考えます。

については、平成30年度より、鳥取市立小・中学校および義務教育学校の夏季休業中の学校閉庁を次のとおり実施する。

1 目的

教職員の多忙化が社会問題化している中にあり、安心して休暇取得できる体制を整え、心身の健康増進を図る。

休暇取得を促進し、計画的に休む風土を醸成するとともに、教職員が地域活動や社会貢献活動等に参画しやすい体制を整える。

公立学校においてお盆期間中における業務は少なく、無駄なエネルギー消費を抑え、省資源、省エネルギーを促進する。

2 夏季休業中の学校閉庁期間

毎年8月13日～8月15日の3日間

この期間に土曜日、日曜日が含まれる場合にも新たな閉庁日は設けない。

3 その他

緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。

やむを得ない場合を除き、学校に勤務者を置かない。部活動等についても行わない。

保護者や市民に対し、事前に通知文書や鳥取市のホームページ等で周知と協力を図る。